

聖籠町子ども条例検討委員会条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第三号

聖籠町子ども条例検討委員会条例

(設置)

第一条 次代の聖籠町を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを推進し、子どもに関する基本的な考え方や子ども・子育てに関する施策のあり方等を定める(仮称)聖籠町子ども条例(以下「子ども条例」という。)を検討するため、聖籠町子ども条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、町長の諮問に応じ、子ども条例に盛り込むべき内容及び子ども条例の素案について検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第三条 委員会は、十五名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者
- 三 子育て支援団体の代表者
- 四 一般町民

2 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理す

る。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 第二条の所掌事務を分掌させるため必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。